

「自立可能な社会制度」に関する考察

主任研究員 中澤 秀一（静岡県立大学短期大学部 講師）

はじめに

2008 年の暮れから 2009 年の年初にかけて、マスコミ報道は「年越し派遣村」¹に席卷されていたといっても過言ではない。いったいなぜ、これほど世間の注目を集めたのかについては、様々な理由があるだろう。ただ、どんな理由にせよ、つい 1 年前まで空前の利益をあげていた世界に名だたる大企業が、きわめて短期間のうちに経営悪化に陥り、雇用を維持することができなくなっている（いや、維持することは可能かもしれないが、維持しようとしなくなっている）事実を目の当たりにして、多くの人が深刻な雇用状況を実感したに違いない。

思い返せば、2006 年に NHK で「ワーキングプア」というドキュメンタリー番組が放送され、働いても働いても豊かになれない、あるいは一生懸命に働いても「普通の暮らし」さえ営めない、貧困にあえぐ人々の存在が、世間に知られるきっかけとなった²。しかし、それでも当時は大企業を中心とする一部の経営自体は好調であり、「経済全体は好況だけでも、片方でそれを実感できない人もいる」というのが、大方の印象であったのかもしれない。ところが、アメリカのサブプライムローンを発端とする昨今の金融不安は、各国の経済に深刻な影響を及ぼし、先行きが見えない状況にある。このような未曾有の経済危機に際して、多くの企業が雇用削減を進めている。いまや、誰もが不況であることを認めざるをえない状況にある。そして、その象徴とも言えるのが、「派遣切り」や「年越し派遣村」である。

たった 1 年間で、職どころか、住居まで失う、先行きが見えない社会。そんな状況の下で、将来の生活設計を立てることが可能なのだろうか。本稿の目的は、先行きが見えない現在だからこそ、先が見えるような社会、将来に展望が持てる社会の実現をめざし、そのための方策を探ることにある。結論を先に述べるならば、われわれが目指すべき社会とは、**賃金で「それなりに」生活をまかなえることに加えて、様々な生活上のリスクに備えた社会制度の網（セーフティネット）がきちんとかけられている、心理的不安が少なく、将来に対して展望の持てる社会**であり、その実現に向け社会制度（税制・社会保障制度・賃金雇用システム）を変革していく必要があるということである。

I. 個人単位化への流れ

ここではまず、現状について触れ、なぜ社会制度の変革が必要なのかの理由を述べたい。

2008 年 1 月に「社会保障国民会議」が、社会保障のあるべき姿（政府の役割、負担のあり方）を国民が具体的に思い描けるような議論を行う場として、内閣総理大臣が開催する会議として設置された。「社会保障国民会議」で交わされた議論は、2008 年 6 月に「中間報

告」として、ついで同年 11 月に「最終報告」としてまとめている。そこでは、社会保障機能の充実・強化の必要性が強調されている。

では、ここでいうところの社会保障機能とは何であろうか。「中間報告」では、「社会保障の本来機能は、国民生活の安心・安定を確保することである。国民生活が安定していることは経済社会の発展の前提であり、経済成長を支える基盤となる」と述べているように、社会保障の機能とは、国民生活を安定させ、また向上させていくことである。ところが、2000 年の介護保険制度創設に始まる一連の社会保障「構造改革」では、制度の「持続可能性」の確保に主眼が置かれ、ともすれば社会保障のもつ本来的な機能はおざなりにされてしまった。その結果として、現行の社会保障制度はさまざまな課題を抱えているのである。

また、『平成 20 年版厚生労働白書』では、「平均世帯人員は戦後ほぼ一貫して減少するとともに、世帯構造についても、これまで標準的な世帯であった『夫婦と子から成る世帯』の割合が低下し、『夫婦のみの世帯』や『単独世帯』が増加している。また、今後も『単独世帯』は増加を続け、2030 年には 37.4% となり、世帯主が 65 歳以上の世帯についても 37.7% と全体の 4 割近くに達する見込みである。さらに、単独世帯は相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、社会システムによる支援がより必要になると考えられるとともに、単独世帯の増大は、介護を始めとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている」と、世帯構造の変化、特に単独世帯の増大を懸念し、この変化に対応するような社会保障制度を考えるべきだと指摘している。そこで重要視されるのが、家族機能支援である。同白書では、現役層・高齢層共に単独世帯が増加することを踏まえ、制度の仕組みや運営等を考えていく必要があり、家族規模が縮小するなかで、社会保障の機能の一つである家庭機能支援という点に対して、一層配慮していくことが重要であるとしている³。

ところが、現実の社会保障制度をはじめとする社会制度は、市場原理の下で個別化されただけで、国民生活に安心・安定を確保してはいないし、家族機能を支援しているともいえない。国民に安心・安定をもたらす、縮小する家族機能を支援するためには、政策の大きな転換が必要になるだろう。「自立可能な社会制度」について考えるのは、以上のような理由からである。

II. 「自立」について―「自立」のみえない若者たち

本稿における「自立」とは、基本的には労働によって獲得した賃金で「それなりに」生活をまかなえることを意味する。ここでいう「それなりに」には、「人間らしい」「まともな」の意味のほか、将来に対する不安がより少なく、将来に展望が持てることも含まれている。現状の生活で「人並み」を保っていられても、そのことに永続性がなければ、安心・安定とはいえないだろう。「人間らしい」「まともな」という状態が続き、先が見えることで、安心感が生まれ、生活が安定し、人生の先がみえてくるのである。

人間はいつでも、そしていつまでも健康で働けるとは限らない。時に病気に罹り、時に

職を失い、そして老いていく。そのような様々な生活上のリスクに備えて、社会制度の網（セーフティネット）がきちんと整備されていなければ、心穏やかに暮らすことはできない。さらに、生きること、それ自体が目的ではなく、我々それぞれが人生の目的や目標をもって生きている。その目的・目標を達成するためには、普段の生活が安定しており、生活にある程度の余裕が必要だろう。このように「それなりに」は、安心・安定や将来への展望が開けていること等が、不可欠の要素として含まれている。

上記のような「自立」の捉え方をするのは、現状が先行きの見えない社会だからである。特に、若年者において顕著である。雇用者数の近年の動きを年齢階級別にみると、25～34歳の層では、2004年の10～12月期に減少に転じた後、減少幅が大きくなっている。また、失業についてしてみると、2002年以降の年齢階級別の完全失業率は、男女共に低下傾向にあるが、女性では25～34歳層で2004年から2005年にかけて、35～44歳層で2006年から2007年にかけて上昇に転じている。男女共に15～24歳層が最も高く（2007年で男性8.3%、女性7.1%）、次いで男性では25～34歳層（同4.8%）、55～64歳層（同4.1%）が続いているのに対して、女性では25～34歳層（同5.1%）、35～44歳層（同3.9%）が続いている。

さらに、雇用者に占める正規従業員以外の者の割合は、年々増加傾向にあり、特に15～24歳層で1995年以降大幅に上昇し、2008年には男性で48%、女性で50.2%にまで達している。このような非正規労働者の賃金は低い傾向にある。非正規労働者の年収を就業形態別にみると、「パート・アルバイト」では年収100円未満が半数を超え、年収200万円未満が約9割を占め、「派遣社員」や「契約社員・嘱託」は「200万～299万円」が約3割を占めている状況にある。

現実には、「新卒で正社員として働き続ける」という青写真以外に、将来に対する展望を描くことは難しい。「正規のルート」から外れた者は、「いま現在」だけではなく、「将来」においても、「自立」することが困難である。ロスジェネレーションとも呼ばれる就職氷河期世代⁴が、景気が回復した後にも、安定した生活を送ることが難しいことが、そのことをよく表している。

Ⅲ. 「1. 5人分システム」について

（1）「1. 5人分システム」とは

これからの社会制度（税制・社会保障・雇用システム）に求められるのは、どんなライフスタイルを選択した（選択せざるを得なくなった）としても不利にならない、つまり、結婚する・しない、子どもを産む・産まない等の、どんなライフスタイルを選択した（選択せざるを得なくなった）としても、「それなりの」生活が可能になるような制度である。具体的には、自分ひとりだけ生きていくのに精一杯ではなく、家族を含めた人生設計は成り立つくらい水準である。最低限として、大人2人がいて子ども1人を育てられるくらいの所得が保障されなければならない。本稿では、これを「1. 5人分システム」と呼ぶ

ことにする。

「自立」を実現するためには、まずある程度の所得が必要である。自分ひとりだけ生きていくのに精一杯の所得では、家族を含めた人生設計は成り立たない。最低限として、大人 2 人がいて子ども 1 人を育てられるくらいの所得が保障されなければならない。もちろん、離婚が増加している近年では、ひとり親世帯が増えており、これからもその傾向は続くだろう。したがって、ひとり親でも、子どもを育てられるような条件整備は必要である。しかし、その前提としてカップルが 1 人の子どもを育てられるような条件を整備できないようでは、ひとり親の子育ても難しいであると考え、「1. 5 人分システム」の確立を考察するのである。

ここでまずは、「1. 5 人分システム」のとりあえずの目標地点を設定してみたい。子育ての費用とはどれくらいなのだろうか。子どもを一人育てていくために必要だと考える最低限の世帯年収は、既に子どものいる男性は 591 万円、女性は 567 万円と回答している⁵。男女に開きがあるものの、子ども 1 人を育てるのには、およそ年収 550 万円は必要であるというのが、実際に子育てをしている者の実感である。社会的標準的生活を実現させながら、なおかつ子育てするためには、それなりの金額がかかってくる。したがって、夫婦子ども 1 人の世帯で、年収 550 万円を最低限の目標として設定することすることは、決して行き過ぎた数字ではないだろう。

（2）生活保護基準から算定した「1. 5 人分システム」

それでは、「1. 5 人分システム」を実現するためには、どのような社会制度（税制・社会保障制度・賃金雇用システム）が必要となってくるのだろうか。現在の最低限ラインをもとに考えていきたいと思うが、ここでは生活保護基準を算定基礎として分析してみたい。

静岡市における 3 人世帯（20 代のカップルと 3 歳の子ども 1 人）の最低生活費は、年間 257 万円である。同じく、課税最低限は 220 万円である。また、夫婦 2 人が、それぞれ年間 1800 時間、最低賃金で働いたとすると、年収は 252 万円になる。ここが、現在における最低限ラインである。

生活保護受給世帯は、税金・社会保険料を負担していないため、もしこれだけの可処分所得を得ようとするならば、実際には約 360 万円の所得が必要である。この 360 万円の収入を、夫婦 2 人が最低賃金で得ようとするならば、時給は 1,000 円でなければならない（年間 1800 時間労働と仮定する⁶）。ここが、生活保護基準に合わせた最低賃金ラインである。そして、現在の全労連をはじめとする労働運動の目標である最低賃金の水準＝1,000 円/時間ラインでもある。理論的には、活動時の最低生活費である最低賃金は、不活動時の最低生活費で生活保護基準以上にならなければならないので、ここに最低賃金運動の目標値にも設定することには理論的な整合性がある。目標としては、もっと高く設定することも可能ではあるが、実現の現実性を考えると、このあたりの金額は、いまのところ妥当な金額

ではないか。

同時に、課税最低限も 257 万円に上げる必要があるだろう。これを下回るレベルにある生活保護世帯が非課税であることを考えれば、当然である。そして、所得が 257 万円に満たない世帯については、「給付つき税額控除」を導入することを提言したい。「給付つき税額控除」とは、①各人が払うべき所得税額から一定の控除額を差し引く「税額控除」を導入し、②所得が低いために税額が控除を下回る者には、控除しきれない差額分を現金で給付することである。例えば、所得税額が年間 10 万円で、税額控除額 12 万円の場合に、税額がゼロになった上に、さらに 2 万円が給付される。この制度の利点は、所得の大小とは無関係に税額から一定額を差し引くために、低所得者に負担軽減効果がでやすいことである。諸外国では、勤労収入が増えると控除・給付額も増える制度（アメリカ・韓国）、子供を持つ人を対象にした制度（アメリカ・イギリス）、基礎的な生活費にかかる消費税額に相当する額を控除・還付する制度（カナダ）、社会保険料負担の範囲内で税額を控除する制度（オランダ）等の例がある。

さらに、我が国の場合、家計費で大きな割合を占め、負担となっているのが「住居費」と「教育費」である。したがって、これらの負担を軽減化するために、最大で月額 40,000 円の「住宅手当」を導入し、児童手当を 1 人あたり 25,000 円程度増額することを提言する。

これらの 2 つの手当を合わせると、年間 80 万円となり、この金額を生活保護基準に合わせたラインに上乘せすると、年収 440 万円が、現金給付で保障されるライン（時給換算すると 1,222 円/時間）になる。ここから目標地点である年収 550 万円レベルにどう近づけていくかが課題となるが、すべてを現金給付で保障することは、現状では限界があるだろう。それ以上の部分は、サービス保障や、制度・慣行を見直し等で、「お金がかからなくても生活できる」基盤を形成することで達成を目指すべきではないだろうか。具体的には、保育サービスの拡充、教育費の無料化・負担軽減化、公共料金の引き下げ、企業内福利厚生（企業福祉）の充実、「ワーク・ライフ・バランス」の実現等が挙げられるだろう。こうしたものが整備されていけば、所得がそれほどなかったとしても、「それなりの」生活が送れるはずである。

（3）平均賃金から算定した「1.5 人分システム」

つづいて、「1.5 人分システム」を実現するための社会制度（税制・社会保障制度・賃金雇用システム）について、平均賃金を算定基礎として分析してみたい。（2）と同様に、静岡市における 3 人世帯（20 代のカップルと 3 歳の子ども 1 人）で考えてみる。

毎月勤労統計調査（厚生労働省）によると、平成 19 年の現金給与総額は月額 330,313 円であった。また、家計調査（総務省）によると、平成 20 年（1～3 月）の単身世帯（勤労者）における勤め先収入は月額 305,229 円であった。

ここで平均的な賃金の 2 分の 1 を、保障すべき最低限ラインと捉えたと、約 152,500～165,000 円となる。これを年間 1800 時間労働で時給に換算すると、約 1,016 円/時間～1,100

円/時間となる。最小値をとれば平均的賃金に合わせた最低賃金額は約 1,000 円程度となり、現在の労働運動の目標値にほぼ一致することとなり、最大値をとれば 100 円上回るようになる。

課税最低限については、平均賃金から導き出すのは難しいが、とりあえず（２）で使われた 257 万円を使い、同様にこれを基準に「給付つき税額控除」を導入することとする。

さらに、「住宅手当導入」と「児童手当増額」も（２）と同様に行ったとすると、現金給付で保障されるラインは年収 446～476 万円レベル（時給換算すると 1,238～1,322 円/時間）となる。ここからも目標とする 550 万円レベルまでは、（２）と同様にサービス保障や、制度・慣行を見直し等で実現させるわけであるが、現金給付で保障されるラインが、（２）よりも高い分、それだけ実現可能性が高いといえるだろう。

IV. 「最低生計費」試算調査について

（１）試算の目的

労働運動総合研究所（以下、労働総研）は、首都圏 4 地方組織（神奈川労働組合総連合、埼玉県労働組合連合、千葉県労働組合連合会、東京地方労働組合評議会）ならびに全国労働組合総連合（以下、全労連）と共同で、2008 年 4 月に「持ち物財調査」と、「生活実態調査」、「価格調査」を実施し、これらの 3 調査の結果に基づき、「最低生計費」の試算を行った。この試算の目的は、最低賃金、生活保護、最低保障年金等の社会保障制度のあり方を議論する際の基礎資料を求めることにあった。

（２）「人間らしい」の考え方

労働総研の調査では、「生活の質」とは何かについて問題としており、そのことに関して以下の 2 点が含意されている。

第 1 に、基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」を確保することである。これは、「適切な栄養を得ているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態にあるか」等を考慮している。

第 2 に、社会的・文化的な「生活の質」を確保することである。これは「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会活動に参加しているか」等を考慮している。

（３）試算の方法

この試算では、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用している。この方式が採用された理由は、最低限必要な「生活の質」を満たすために、どれだけの財・サービスが必要になるか測るためには、必要な物量の一つひとつ積み上げる方法が最も適していると考えたからである。

このようにして算定された「最低生計費」は一種の理論的生計費である。そして、それ

が「理想」となってしまう、現実の生活から遊離しないようにするために、試算では3つの調査を実施し、それを基礎資料としている。それらの調査の内容であるが、まず最低生活に必要な物量・サービスを知るための調査が、「持ち物財調査」である。具体的には、家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品等の所有の有無を聞き、原則7割以上の保有率の物を「人前にでて恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考えている。次に、今日の生活様式を知るための調査が、「生活実態調査」である。先の「持ち物財調査」と組み合わせることで、それぞれの費目毎に積み上げて「最低生計費」を算定している。また、これらの消費財貨の価格を知るための調査が、「価格調査」であり、「生活実態調査」で明らかにされた購入先で実施されている。

（４）算定の結果

首都圏に住む若年単身労働者（25歳男性）の「最低生計費」は、月額233,801円（税等込み）であった（年収に換算すると約278万円）。これを時給換算（月173.8時間⁷）すると、1,345円となる。この「最低生計費」から、税金・保険料、医療扶助相当額、NHK受信料等を差し引くと、生活保護基準とほぼ同額であった。つまり、この調査で算定された「最低生計費」は、生活保護基準に相当する額であったということである。時間給を1,345円に上げててもなお、生活保護基準並みということは、現在の最低賃金水準が、いかに低いかを示す結果であろう。

また、本稿の試算とも比較しておきたい。本稿の分析で得られた結果と単純に比べることはできないが、労働総研の調査で得られた時給1,345円という金額は、生活保護基準からの試算、平均賃金からの試算、どちらからも算出された「現金給付で保障されるライン」を上回るものであった。つまり、住宅手当を創設しなくても、児童手当を増額しなくても、ある程度の生活水準を達成できるだけの賃金ということだ。しかし、それでも「1.5人分システム」の目標ラインである年収550万円レベルには達していない。「自立」ということの捉え方の差が、そこに表れているのかもしれない。

終わりに

ここまでの議論をまとめると、最初でも述べたとおり、われわれが目指すべき社会とは、**賃金で「それなりに」生活をまかなえて、様々な生活上のリスクに備えて、公的福祉や企業福祉の網（セーフティネット）もきちんとかけられていて、心理的不安が少なく、将来に対して展望の持てる社会**である。この社会実現のための最も重要なポイントは、基本的には、賃金で生活をまかなえるということである。賃金雇用システムが、まず土台としてあって、その上で社会保障制度等が下支えとして機能するのである。

したがって、今後の労働運動における最重要課題とは、「良い雇用」をいかに作るかである。そのためには、労働組合が新しい最低基準や各段階の賃金水準を含めて、賃金のア

ップを求める運動を産業別にまたは全国的に展開していくことが必要になる。その上で、年齢別賃金カーブがたとえフラットであっても、生活できる社会制度を考えていくべきだろう。つまりは、住宅・教育・医療・年金等の社会保障・社会政策の充実である。またその際、社会保障・社会政策を充実させるためには、①「能力に応じて負担すること」、②「負担したものがきちんと還元されること」等のルールを確立させ、その上で持続可能な制度設計を考えるべきであろう。

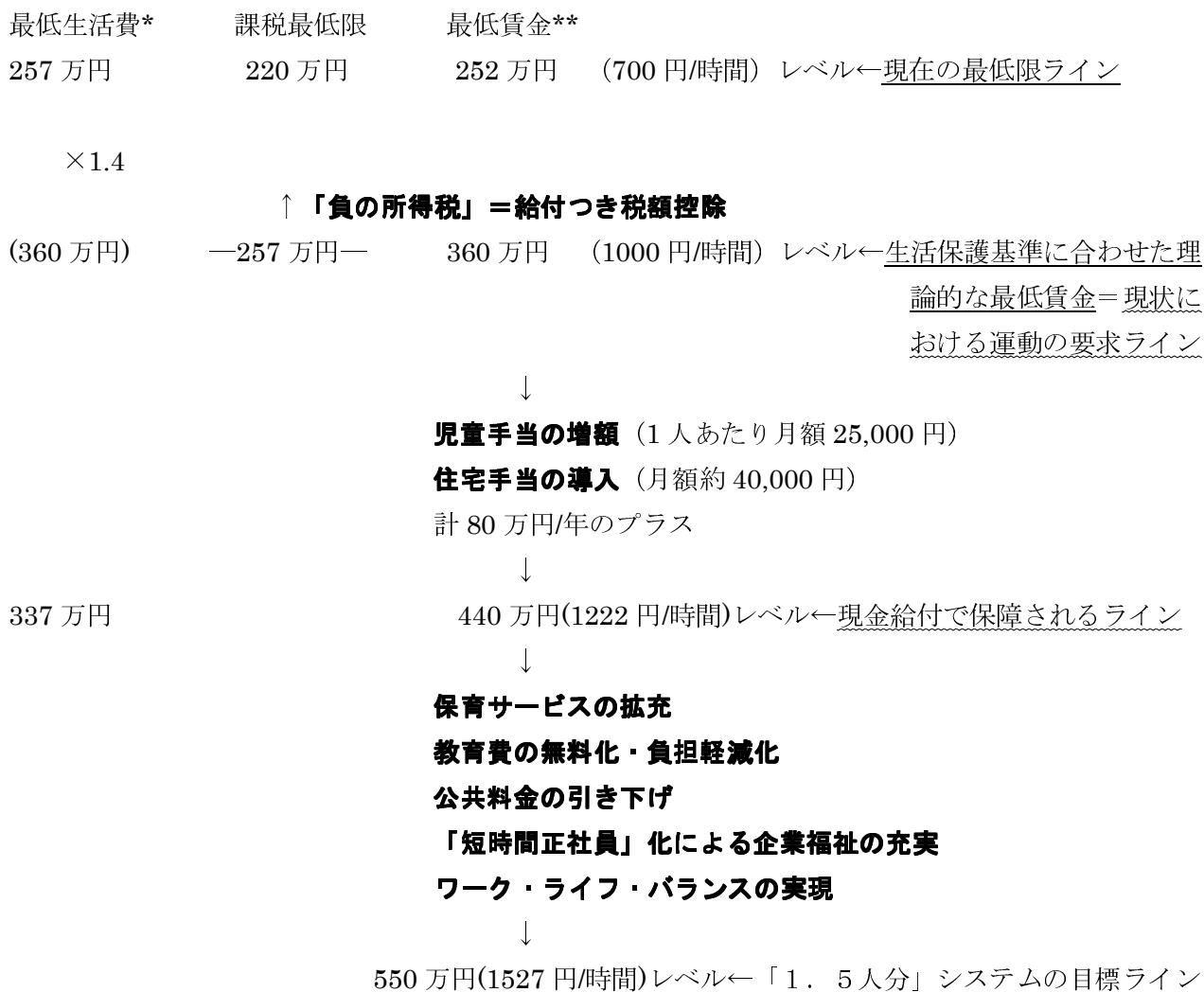
さいごに、「自立」の意味は多岐にわたるが、重要なのは、「自立」を獲得するための権利は国民に保障されており、その獲得のためには国民の不断の努力が必要であることを付け加えておきたい。百年に一度の不況といわれているいまこそ、運動の真価が問われているのではなかろうか。

(参考文献)

森信茂樹『給付つき税額控除』中央経済社、2008年

図1：「1.5人分」システムをどう実現するのか・・・生活保護基準からの算定

静岡市（2級地－1） 20代夫婦＋子供1人

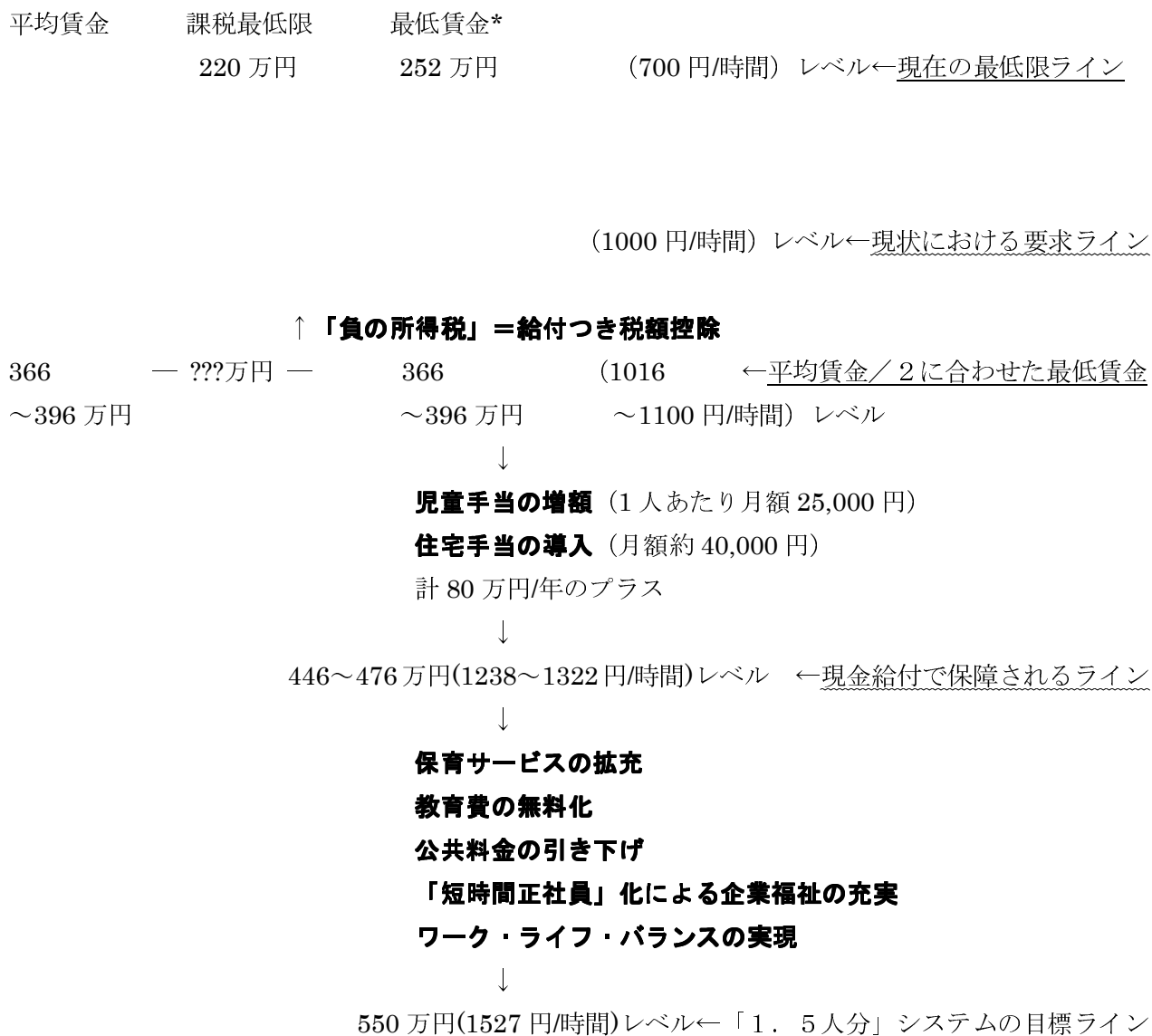


*：住宅扶助＝子供は3歳、53,000円で計算

**：年間1800時間で、夫婦それぞれが働いたとして計算

図2：「1.5人分」システムをどう実現するのか・・・平均賃金額からの算定

静岡市 20代夫婦+子供1人



*：年間 1800 時間で、夫婦それぞれが働いたとして計算

-
- ¹ 派遣切された労働者に年末年始の食事と寝泊まりできる場所を提供しようと、労働組合や支援団体「反貧困ネットワーク」など約 20 団体が、2008 年 12 月 31 日～2009 年 1 月 5 日、東京の日比谷公園に設けたもの。想定を上回る人が集まり、実行委員会によると「入村者」(利用者)は、約 500 名。1 月 2 日には厚生労働省が省内の講堂を緊急解放するに至った。
 - ² NHK スペシャル『ワーキングプア～働いても働いても豊かになれない～』(2006 年 7 月 23 日放映)、同『ワーキングプアⅡ～努力すれば抜け出せますか～』(2006 年 12 月 10 日放送)。
 - ³ 『平成 20 年版厚生労働白書』、p133。
 - ⁴ バブル経済崩壊後の「失われた 10 年」(1993～2002 年)前後に就職活動を行って社会に出た世代。
 - ⁵ 厚生労働省「少子化に関する意識調査」(2004 年)
 - ⁶ 誰もが仕事と生活の調和を図れる働き方・暮らし方ができる労働時間として、政府等が目標に掲げる「年間総実労働時間 1800 時間」をここでは用いている。
 - ⁷ 中央最低賃金審議会の審議で使用したもの。